

1. PPPoE接続及びNDA等に関するフォローアップ

質問1

：構成員限り

JAIPA提出資料によれば『委任者受任者双方に「公印付契約書面を見せないと受付しない」と受付と協議を拒否』（資料18-4 16頁）との記述がある。これに関し、2/6会議の席上、真下相互接続推進部長から拒否はしていないとの明言を得たが、代理者を通じた協議をスムーズに進めるために、今後どのような手順を踏むことが望ましいと考えるか。

また、今回のケースにおいて、仮に委任者からの公印付契約書面のみから委任の範囲等が明確になるような場合であっても、委任者受任者双方からの公印付契約書面提出が必要であると考えているか。【関口構成員】

回答1

- JAIPA殿提出資料による受付と協議の拒否の記述については、当社の事実認識とは相違しています。

1. PPPoE接続及びNDA等に関するフォローアップ

回答1

- 今後、代理者を通じた協議を行う場合には、協議に先立って委任内容等を明確にするために、今まで当社は委任状において両者の公印の押印を求めて参りましたが、委任者の公印が押印されていれば、委任者受任者双方の公印の押印は求めない考えであり、また、双方からの委任状の提出が必要であるとは考えておりません。
 - ▶ 事前調査の手続きは当社と接続事業者殿が実際の相互接続（商取引）を行う前提となる法律行為であり、当事者以外の第三者と行うにあたり、委任内容等が明記された公印入り委任状を当社が確認する行為については、商慣習上一般的なことであると認識しています。今回の事案に関しては、接続事業者殿からの事前調査申込みにおいて委任内容等が不明瞭であることから、当社として公印入り委任状の提示は必要と考えています。
 - ▶ なお、以下のように、委任内容等について不明確な事象があることから、委任内容等について、明確な確認を実施させていただきたいと考えています。